

菰野町設計違算に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、入札等による契約において設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「設計違算」とは、単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上もれ等の理由による設計金額の誤りをいう。

(開札前の対応)

第3条 町長は、入札の公告又は指名通知をした後、開札する前に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であり、入札参加資格要件に変更がないときは、設計違算を訂正し、及び当該部分の契約上の取扱いを入札参加者に周知することにより、入札を続行することができるものとする。

(契約締結前の対応)

第4条 町長は、落札者を決定し、当該契約を締結する前に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札に係る手続及び落札決定を取り消す。ただし、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であり、入札参加資格要件及び落札者に変更がない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により落札決定が取り消された場合において、当該者に損害を及ぼしたときは、町長は、その損害を賠償しなければならない。

(契約締結後の対応)

第5条 町長は、契約を締結した後に設計違算があったことが判明した場合は、相手方と協議し、当該契約を解除する。ただし、当該契約の履行状況等により、解除しがたい場合は、この限りでない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、相手方に損害を及ぼしたときは、町長は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年1月1日から施行する。